

市職員による作成は事前予約制で

市職員による対面での申告書の作成相談を2月16日(水)から受け付けます。感染症の拡大防止と市民の皆さんの利便性向上のため、今年度も引き続き事前予約制で行います。

対面での申告書の作成相談を必要とする人は往復はがき、または市ホームページで予約してください。電話での予約はできません。

なお、作成済みの申告書を提出する場合の予約は不要です。
申し込み方法

○往復はがき…1月27日(金)(当日消印有効)までに往復はがきに住所、氏名、電話番号、希望する期

申告会場と受付日時

会場	受付日	受付時間
市役所 6階中会議室	2月16日(水)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～5時
	2月19日(日)・20日(月)	
	2月26日(日)・27日(月)	
公津公民館	2月22日(水)	午前9時～正午
中郷公民館	2月24日(金)	
豊住公民館	3月1日(水)	
八生公民館	3月2日(木)	
久住公民館	3月3日(金)	
三里塚コミュニティセンター	3月10日(金)	

日・会場(それぞれ第2希望まで)、返信用の宛名を書いて市民税課(T2806・8585 花崎町760)へ(応募者多数は抽選)。2月上旬に返信します

○市ホームページ…2月1日(水)から希望する日の3日前までに、市ホームページ
(https://www.city.narita.chiba.jp/kuwashipage091900_00008.html)に



往復はがきの書き方

往信面

286-8585	成田市花崎町760 成田市役所 市民税課 行	ここには何も書かないでください
----------	------------------------------	-----------------

切手マークが青色

返信面

〇〇〇-〇〇〇〇	住所・氏名 返信はがきを受け取る人の住所・氏名	<p>記入内容</p> <p>①住所 ②氏名 ③電話番号 ④希望する期日と会場を第2希望まで(時間は選べません) *家族の中に申告する人が複数いる場合は全員分の氏名を書いてください</p>
----------	----------------------------	--

切手マークが緑色

次に当てはまる人は成田税務署特設会場で

約内容が確認できる画面などを提示してください。

city.narita.chiba.jp/kuwashipage091900_00008.html)にある予約システムから希望する日時・会場を選択して申し込み(先着順)。代理人が申し込むこともできますが、当日来庁する人の名前で予約してください
当日は、はがきで予約した人は市役所から返信されたはがき、市ホームページから予約した人は予約

次の人は2月6日(月)以降に成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)で申告してください。
受付日時などの詳細は広報なりた2月1日号でお知らせします。
○寄付金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)

- 雑損控除を受ける人
 - 分離課税(譲渡・配当等・山林・退職所得)となる人
 - 営業や農業などの事業・不動産収入が500万円以上となる人
 - 青色申告をする人
 - 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
 - 正確な申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
 - 外国税額控除などを受ける人
 - 減価償却費の複雑な計算が必要
 - な人
- ※くわしくは、申告書の作成相談の事前予約制については市民税課(☎20・1513)、成田税務署特設会場については成田税務署(☎28・5151)へ。